

2 都市計画を定める者

都市計画は、都市の実態及び将来を見通し、現在及び将来における都市の機能を確保し、発展の方向を定めるものです。

その内容としては「生活に身近なまちづくりの計画」から「広域的・根幹的な計画」までを一体的、総合的かつ即地的に定めるものであるため、その決定にあたっては国・都道府県・市町村が適切に役割分担して定める必要があります。

以上のことから、都市計画の決定主体は市町村を中心主体としつつ、市町村の区域を越える広域的・根幹的な都市計画については都道府県が関係市町村の意見を聴き、一定の場合には国土交通大臣の同意を得て定めることとされています。

都市計画の内容		市町村決定		都道府県決定		
		知事への協議 (町村については同意必要)	大臣同意 不要	大臣同意 必要	大臣同意 必要	
都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に 重大な関係がある都市計画の決定の方針				○	
	その他		○			
区域区分					○	
都市再開発方針等			○			
地 域	用途地域	○				
	特別用途地区	○				
	特定用途制限地域	○				
	特例容積率適用地区	○				
	高層住居誘導地区	○				
	高度地区	○				
	高度利用地区	○				
	特定街区	○				
	都市再生特別地区				○	
	防火地域・準防火地域	○				
地 区	特定防災街区整備地区	○				
	景観地区（美観地区）	○				
	風致地区	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの		○		
	その他	○				
	駐車場整備地区	○				
	臨港地区	国際戦略港湾及び国際拠点港湾				○
		重要港湾		○		
		その他	○			
	歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区					○
	特別緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたる面積		○		
その他		○				
(近郊緑地特別保全地区)					○	
緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの		○			
	その他	○				

都市計画の内容			市町村決定		都道府県決定		
			知事への協議 (町村については同意必要)		大臣同意 不要	大臣同意 必要	
地域 地区	緑化地域		○				
	流通業務地区			○			
	生産緑地地区		○				
	伝統的建造物群保存地区		○				
	航空機騒音障害防止地区			○			
	航空機騒音障害防止特別地区			○			
促進 区域	市街地再開発促進区域		○				
	土地区画整理促進区域		○				
	住宅街区整備促進区域		○				
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○				
遊休土地転換利用促進地区			○				
被災市街地復興推進地域			○				
都市 施設	道路	一般国道	指定区間			○	
			指定区間外	△		○	
		都道府県道		△	○		
		その他の道路		○			
		自動車 専用道路	高速自動車国道				○
			首都高速道路、阪神高速道路				○
	その他			○			
	都市高速鉄道					○	
	駐車場		○				
	自動車ターミナル		○				
	空港	成田国際空港等					○
		新千歳空港等、地方管理空港			○		
		その他		○			
	公園・緑地・広場	国が設置する面積10ha以上もの					○
都道府県が設置する面積10ha以上もの		△	○				
その他		○					
墓園	国又は都道府県が設置する面積10ha以上もの				○		
	その他		○				
その他の公共空地			○				
水道	水道用水供給事業			○			
	その他		○				
電気・ガス供給施設			○				
下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域		○			
		その他	○				
	流域下水道			○			
その他		○					
汚物処理場・ゴミ 焼却場	産業廃棄物処理施設			○			
	その他		○				
地域冷暖房施設			○				

都市計画の内容			市町村決定		都道府県決定	
			知事への協議 (町村については同意必要)	大臣同意 不要	大臣同意 必要	
都市施設	河川	一級河川	△		○	
		二級河川	△	○		
		準用河川	○			
	運河		○			
	学校	大学・高専	○			
		その他	○			
	図書館・研究施設等	○				
	病院・保育所等	○				
	市場・と畜場	○				
	火葬場	○				
	一団地の住宅施設	○				
	一団地の官公庁施設			○		
	流通業務団地		○			
	電気通信事業用施設	○				
	防風・防火・防水・防雪及び防砂施設	○				
防潮施設	○					
市街地開発事業	土地区画整理事業	国の機関又は都道府県が施行する面積50ha超	△	○		
		その他	○			
	新住宅市街地開発事業		○			
	工業団地造成事業		○			
	市街地再開発事業	国の機関又は都道府県が施行する面積3ha超	△	○		
		その他	○			
	新都市基盤整備事業		○			
住宅街区整備事業	国の機関又は都道府県が施行する面積20ha超	△	○			
	その他	○				
防災街区整備事業	国の機関又は都道府県が施行する面積3ha超	△	○			
	面積3ha以下	○				
市街地開発事業等	新住宅市街地開発事業予定区域		○			
	工業団地造成事業予定区域		○			
	新都市基盤整備事業予定区域		○			
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域	○				
	一団地の官公庁施設予定区域			○		
	流通業務団地予定区域		○			
地区計画等	地区計画	○(※)				
	防災街区整備地区計画	○(※)				
	歴史的風致維持向上地区計画	○(※)				
	沿道地区計画	○(※)				
	集落地区計画	○(※)				

△印の都市計画は、市町村が作成する都市再生整備計画に都道府県知事の同意を得て当該都市計画の決定等を記載した場合に限る。
 ※都道府県知事の協議（同意）事項は、地区計画等の位置・区域・地区施設等の配置・規模等に限定される。